

令和5年度 社会教育委員会第7回定例会議事録（摘録）

1 日 時 令和6年3月1日（金） 午後6時30分～午後8時40分

2 場 所 中原市民館 多目的ホール

3 出席者

(1) 委 員（◎が議長、○が副議長）

森島委員、石村委員、下田委員、石川委員、町田委員、大津委員、高森委員、
井口委員、秋元委員、○奥平委員、河村委員、◎中村委員、和田委員

(2) 事務局

大島生涯学習部長、山口生涯学習推進課長、米井生涯学習推進課担当課長（事業調整）、
小島教育文化会館長、加藤幸市民館長、福田中原市民館長、坂尾高津市民館長、
岡部橘分館長、大木宮前市民館長、柏原多摩市民館長、齊藤麻生市民館長、
関生涯学習推進課課長補佐（管理・振興）、小林職員、柳尾職員、小田職員

4 議 題（一部非公開）

(1) 協議事項

- ① 令和6年度市民自主学級・市民自主企画事業の実施について（非公開） 【資料1－1】 【資料1－2】
- ② 生涯学習推進活動方針（案）について 【資料2】

(2) 報告事項

- ① 専門部会報告 【資料3】
- ② 令和6年度指定都市社会教育主管課長会議及び社会教育委員連絡協議会の協議題について 【資料4】
- ③ 第6回定例会報告事項への質問・意見について 【資料5】
市民館・図書館への指定管理者制度の導入に向けた検討状況について

5 その他

6 傍聴 11人

【事務局】 令和５年度第７回社会教育委員会議を始めさせていただきます。本日はお忙しい中、御出席をいただきましてありがとうございます。

なお、この会議は市の審議会等の会議となっており、川崎市審議会等の会議の公開に関する条例に基づき、個人情報に関わる事項を除き、公開が原則となっております。会議の内容や発言された委員のお名前も公開の対象となりますので、御了承いただけますようお願いいたします。

また、本日は傍聴の方がいらっしゃっていますことを、併せて御報告をさせていただきます。

本日の委員の出席状況につきましては、２０名中１１名の出席となっており、委員定数の半数以上となっておりますので、川崎市社会教育委員会議規則第４条に基づき、会が成立していることを御報告いたします。

なお、本日の終了は、会場の都合もございますので、遅くとも２０時３０分までとさせていただきますと思います。

続きまして、本日の資料の確認をさせていただきます。

< 資料の確認 >

また、いつもは定例会の会議録の確認をここで御承認いただいているところですが、いただいた修正の案を反映し切れていないものを今回お送りしておりましたので、また改めて、明日以降、皆様の修正事項等を反映したものをお送りさせていただきますので、次回の定例会で承認をいただきたいと思いますと思っています。

また、これから議事のほうに入らせていただきますが、本日議題の協議事項の１、令和６年度市民自主学級・市民自主企画事業の実施につきましては、川崎市審議会等の会議の公開に関する条例第５条第３号の規定に基づき、事務局のほうで非公開案件の予定とさせていただきます。こちら非公開について御承認いただいた上で、実施のほうを進めてまいりたいと思います。議長、御確認のほうをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【中村議長】 協議事項１について非公開にするという事務局のお話でしたけれども、それで、よろしいですか。御意見とか特になければ、そうさせていただきます。

< 協議事項１について非公開で進めることを確認 >

【事務局】 ありがとうございます。

それでは、早速、以降の議事運営につきましては議長をお願いしてまいりたいと存じます。中村議長、よろしく願いいたします。

【中村議長】 それでは次第に沿って進めさせていただきます。

協議事項１、令和６年度市民自主学級・市民自主企画事業実施について、会議の冒頭でも事務局から御説明があり、承認されましたように、本件は川崎市審議会等の会議の

公開に関する条例第5条第3号の規定に基づき非公開とさせていただきます。

< 以降は非公開、傍聴者退出 >

それではまず、事務局から、市民自主学級・市民自主企画事業の募集から決定までの流れと、社会教育委員会議の役割について簡単に説明してください。

< 事務局から令和6年度市民自主学級・市民自主企画事業実施の概要について、資料1-1、1-2に基づき説明 >

【中村議長】 各市民館の専門部会での選考されたものについて、社会教育委員会議で承認していくということなので、社会教育委員会議としては、市全体を見て意見を出していくということが大事だと思います。

協議の視点について、長年、選考していらした奥平副議長から、補足してお話いただけますでしょうか。

【奥平副議長】 社会教育委員会議に参加させていただいて、毎年この時期に、自主学級に関する承認という行為をさせていただく中で、今、事務局のほうから御説明いただいたように、社会教育委員会議の中での承認を要するということと、専門部会と社会教育委員会議の関係とか在り方みたいなものに関して、いろいろな条文とかに基づいて進められてきているというふうに理解をしています。冒頭、事務局から説明ありましたように、これまでの歴、経年の推移であるとか、分野別の提案の事業の内容であるとかいったものに関して、今回おまとめいただきましたので、短い時間での審議になる中で、非常に俯瞰的な視点で判断できるかなということで、資料を作っていただいて大変感謝しています。個別の御説明をいただく中で、もちろん個別にも意見を申し上げる機会もあると思いますし、全体として社会教育委員会議として、この市民自主学級の在り方を考えていくような資料になっているかなと思いますので、そういう視点で、この後、議論ができればと思っております。

【中村議長】 ありがとうございます。全市的な視点で、社会教育委員会議は考えていくということですね。

それでは、教育文化会館から、区ごとに各館の応募状況、件数、増減等、選考委員会の結果、委託費及び選考委員会での指摘事項、予算等について説明をお願いいたします。一旦全ての館から御説明いただき、その後、質疑をいたします。資料1、2、1-2をお手元に御用意ください。

< 小島教育文化会館長から、教育文化会館、大師分館及び田島分館の学級及び事業について説明 >

< 加藤幸市民館長から、幸市民館、日吉分館の学級及び事業について説明 >

< 福田中原市民館長から、中原市民館の学級及び事業について説明 >

< 坂尾高津市民館長から、高津市民館の学級及び事業について説明 >

< 岡部橘分館長から、橘分館の学級及び事業について説明 >

< 大木宮前市民館長から、宮前市民館、菅生分館の学級及び事業について説明 >

< 柏原多摩市民館長から、多摩市民館の学級及び事業について説明 >

< 齊藤麻生市民館長から、麻生市民館、岡上分館の学級及び事業について説明 >

【中村議長】 全て説明していただきました。事務局は資料を改善してくださって、とても見やすくなっていますし、館長の皆さんが端的に説明してくださいまして、本当にありがとうございました。それぞれの専門部会で、しっかりと意見交換をされて、選定されているということが分かりましたが、委員の皆様から全体に対して、何か、御意見や御質問はございますか。

【井口委員】 幾つかの団体の取り上げる課題で、孤立化、孤立という言葉が入っているかなと思ってしまして、来年度から孤独・孤立対策推進法が施行されると思います。こういった福祉に限定されない様々な分野の、地域社会の孤立に対する市民活動というのが、制度的背景とかいうのも持ったうえで、取組を進められるようになるという部分もあるのかなと思います。趣味でつながる居場所づくりとかコミュニティづくりみたいなものも、0次予防という観点で、制度の対象に入ってくるという部分が特徴なのかなというふうに、この推進法を理解していますので、こういった市民活動も、この期間で終わってしまうものもあるかもしれないですが、その先の活動の継続について、財源をつくっていくことや、価値あるものを地域に残していって、トータルで孤立に対応していくような地域社会を目指すみたいな文脈でも、価値が出てくる部分もあるのかなと思いました。ぜひ、これだけで終わらない活動になっていくような、全体として、そういった観点も含めて、実施していただけるといいのかなというふうに期待を込めていて、拝見をさせていただきました。

また、麻生市民館さんの地域活動のパートナーとしてChatGPTを学ぶというテーマについて、結果が否というところに関して何か意見があるというわけでは全くないのですが、主な否となった意見としても、具体性に欠けるとか、個人の学びにとどまってしまうのではないかみたいなところがあって、こういうAIとか最新技術を使っていこうよということを、市民の皆様が取り組むというところはいいことかなと私も思いつつ、例えば、AIが当然のような感じで嘘をつくハルシネーションが最新のAIでも問題になっています。市民学習として学ぶことに関して、どういった要素が必要であるか、どういったところを懸念しなければいけないのかみたいなものを、評価の段階で見えてい

けるような形にしていくといいのかなと思いました。

【和田委員】 3年度、4年度、5年度と比較した表があつて、推移が分かるのでとてもいいなと思いました。同時に、幾つか気になることが出てきたので、よりよい市民館活動のためにという観点から質問をしたいと思います。1つは、麻生市民館が5、5、3、6と推移になっていて、結構増えているので、何か工夫をしているのかどうか、その辺を聞きたいです。

一方で、多摩市民館は2、2、2、1になってしまっていて、やはり1は寂しいなと思いますが、今後の改善や、あるいは何でこうなったのか、その辺を聞きたいと思います。6件あるところからすると、こんなふうにすると声が出てくるよとか、何かアドバイスみたいなものがあればと思います。

【齊藤麻生市民館長】 今回提案が6件と、大分増えたということですが、市民館の講座等に参加された方に、継続事業で行っているもの等については、担当の職員のほうからできるだけ声かけをさせていただいて、今回特に、最初の方については、ChatGPTということで、参加いただいてとても興味を持ったということで、提案できないかというような相談をいただいたところでございます。こちらについては、同じ講座に参加された方でグループを組めないですかというアドバイスもさせていただいたのですが、参加者同士で理解度が十分違って、結局個別にしかできなかったのかなというところがありました。非常に興味を持っていただいた方なので、今回、否という判定はさせていただいていますが、市民館の事業の中で、例えばスマートフォンとかタブレットの関係のそういう講座等も一部考えている部分がありまして、そういうところにまた御協力をいただきながら、次につなげていきたいかなと思っております。1つの例ですが、一生懸命声をかけたということが、少し増えた結果かなと思っております。

【柏原多摩市民館長】 多摩市民館の推移といたしましては2、2、2、1ということで、今回令和6年度に向けては1事業の採択ということになりました。募集をかけてから締切りまでに、具体的な内容まで含めて相談に至っていたのは、実は8団体ございました。8団体の方とお話をしていく中で、最終的に締切りまでの間に、提案書という形で形になってきたのが1団体だったという結果ではございましたので、職員とも話をしていますが、もう少し来るかなと思っていたところはございました。対面での相談をする会も何回もあったものですから、その中でももう少し企画を練ったほうがいいということや、ほかのそういった事業を募集しているような、そちらのほうがそぐうのではないかなというような、交通整理をした部分もございます。ですので、多摩市民館の中では、1事業だったのが少なかったなというのはありますが、来年度に向けても、種はまだあるなと思っているところでございます。

【和田委員】 質問してよかったです。種があるというのを聞いてほっとしたのと、指定管理者制度になる中で、職員の積極的な声かけというのがポイントになるかなと思ったので、うまくその市民館時代に培ったノウハウとか経験を、指定管理者制度の中でも生かして

もらえればと思います。

【秋元委員】 20ページの多摩市民館の「みんなの市民館」について、内容的なことではなくて、やり方に関する意見です。

実は私、2月15日に、寒川神社が有名な寒川町で開催された社会教育連絡協議会地区研究会に行かせていただきました。ここは人口が4万8千人で、川崎市の154万人からいけば3%と非常にかわいらしいところですが、35年間で30%増加している。一方で、川崎市も少子高齢化は変わらないけれども人口が増えている。少し川崎に似ているなと思って、それを前提に申し上げるのですが。こちらの寒川町では、市民館と図書館が五人ずつで、社会教育委員がそれぞれ兼ねていらっしゃいます。ですから交流が密で、特に面白いなと思ったのは、アンケートを取ったところ、なぜか、特に市民館（三館）を利用される方は、女性の高齢者が4分の3を占めることが判明したそうです。子育て世代も少ないし、男性のリタイアした方の利用が少ないというようなことで、アンケートで分析をしているということが、まずすばらしいなと思いました。分析をするのは恐らく川崎市も同じかなと思いますが、それに対する対応策として、寒川町のLINEをつくって、それで24時間いつでも講座の申し込みができる。つまり、子育て世代にとってはなかなか忙しいけれど、夜中11時といたらもうやっていませんよということではなくて、LINEですぐに、どんな講座やっているのか分かり、申し込みもできるということです。そういうふうに子育て世代に配慮して、その結果、利用が増えているというような話がありました。一方、高齢者の男性向けの講座として、ソバ打ち教室をやっています。それは少し外れますが、申しあげたいのは、せっかくこういう企画をされて、その内容がよくても、周知徹底というか、皆さんが知らないと、また、知っていても忙しくて申込みが17時までで駄目だったということだと意味がない。その辺を24時間フルオープンのかつ、市、町の直轄のLINEで申込みができて、内容が分かる。この辺のやり方は、川崎市の市民館についても、参考になるのではないかなと思いました。せっかくいろいろ子どもさんの保育なんかも全部できるようにして、そこまで考えていらっしゃるということですから、あともう一步踏み込んで、これはむしろ市や各区の対応かもしれませんが、そういう直結するLINEをぜひつくっていただいて、そうするともっと利用度が上がるのではないかなと思いました。

【高森委員】 私ども地域教育会議というところでは、子ども会議という事業を、子どもの権利条例が制定されてから、主体事業として行っています。21年に子どもの権利条約フォーラムが川崎市で開催されたときに、実行委員として参加されていた高校生二人からの意見がありますので、その辺を酌んでいただければと思います。

彼らいわく、子どもの権利条例とか子どもの権利に関して、自分が知っている限り川崎市では、学校を通じて子どもたちに知ってほしいという方向に進んでいると思うが、高校生の中には学校に行きづらい時期とかを過ごしている人もいますので、できれば、これから子育てをする人たち、これから学校に上がる子育てをしている人たちに何とか権利条例を広げてくれないかと。自分たちが学校に行き出してから権利を知っても、それを訴えかけるまでに非常に時間がかかってもう手後れだというふうな声を上げておりま

した。そういったことをフォーラムの中でも話したほうがよかったのですが、結果的に5か月ぐらい協議期間があっても一度も取り上げてくれなかったのも、最終的に大人数の人に胸の内を明かしてくれました。こういった市民の自主企画事業でも、ぜひ川崎市でやるのであれば、少しでいいので、川崎市の子どもの権利条例って知っていますかということで、これから子育てする、もしくは学校に入る前の子を育てている親御さんたちにも周知していただければというお願いです。よろしくお願いします。

【河村委員】 自主学級・市民自主企画事業は、3年間で終了ということになると思いますが、やはりずっと必要だよねというような内容の企画もあると思いますし、3年経った後のフォローというか、何かそういう事例があれば、ぜひ教えていただきたいなと思います。

【事務局】 事務局のほうから回答させていただきます。市民自主学級のそもそも実は考え方が、市が伴走してともに育てるという要素もありながら一緒に進めていって、3年たったら独り立ちだよねということで、期限は設けさせていただいてるところではありますが、ものによっては発展性であるとか拡充であるとか、ものによっては必ずしも3年で駄目ではなくて、もうワンステップ行くことによって効果的な取組ができるというようなものについては、継続できるような仕組みに、要綱のつくりにしておりますので、その点は市民館職員とよく相談をしていただけるような受皿はつくっています。どちらかというと市としましては、できるだけ自分たちで活動できるようになっていってほしいという思いはありますので、やはりいろいろな団体とのつなげをやっていったり、あとはいろいろな制度を活用するところも御紹介とかをしていきたいなというふうには思っていますし、あなたら行きなさいではなくて、一緒に相談に乗ったりとか、その部分までは活動していこうかなというふうには考えております。

【下田委員】 まず、資料を紙ベースでいただきましたが、非常に字が小さくて見にくいので、少なくとも新聞記事ぐらいの活字でお願いします。

僕が質問したいのは2つです。中原市民館さんの市民自主学級で、16mm映写機で始めようという会があって、どんな映画を上演されているかがもう少し分かると思います。専門委員の方が、高齢者が懐かしいものを見ることで喜ぶと書いてありますが、一体どんなものを見て喜んでいるのかこれだと分からないです。

もう1つは、市民ミュージアムにたくさんすばらしい映像を貯蔵されているので、それとつなげてあげれば、川崎市のそういう施設、市民ミュージアム的なものと、この団体の活動がつながっていくのではないかなと思っています。

それから、市民自主企画の「みんなの住みよい中原づくり」ということで、課題が壮大ですよ。3つあって、1つ目が子育てと教育問題、自己肯定感、2つ目が防災とか災害の地球温暖化とか環境保全という問題、3つ目が、住民自治やコミュニティーをどうつくっていくか、社会教育の役割ということで、3つともすごく大変なものを一遍に課題として取り上げて、市民団体が集まってどこまで話せるのかなというのがあって、非常に区の行政的な問題のところまで踏み込んでいると思うので、市民館の担当職員の方は、どういうふうに関われるのかなということが気になりました。

【福田中原市民館長】 まず、1つ目の16mm映写機のほうでございますが、具体的などういうものを上映したかというところまでは、話が至りませんで、ただ聞くとところによると、ディズニーものですか、あと昭和の時代のものを扱った作品を幾つか上映したということ聞いたことがございますので、いろいろ種類はあろうかと思います。また調べてお知らせしたいと思います。

市民ミュージアムのことについては、今まで承知しておりませんでしたので、ぜひ取組の1つとしてこういった御助言をいただきましたということで話をしていきたいと思っています。

また、「みんなが住みよい中原づくり」につきましては、本当に壮大といえますか、大事なことではありますが、的を絞りにくいというのは、私どもも思っております。実際、その学習内容としては、中原区の概況を学んだ後、各課題について学び、最後にまとめ、これからの活動について、話し合うということです。また、そのどれにするかというか、どこにどんな問題があるのかというところも深掘りがまだまだできていない状況でございます。この課題が相談をされたのが、実は締切りの本当にぎりぎりのところでした。ただ、こういったニーズがあることについてというか、こういった取組をしたいというその熱意は、ぜひ酌み取っていききたいというところがございました。具体的にみんながどういうふうな位置にいるのか、10代の若者からかなり御高齢の方まで活動メンバーに入っているということでございますので、一人一人の思いみたいなものも聞きながら、支援をしていきたいと思っています。まだ手探りの状態ですので、どういう方向に進んでいくかはこれからになりますけれども、ぜひしっかりと腰を据えて取り組んでまいりたいと思っております。

【中村議長】 それでは、そろそろお時間ですが、よろしいでしょうか。

【奥平副議長】 9ページのところで、各館の方の御回答をいただくということではないのですが、先ほどのやり取りの中で、まだ形にならない企画のお話もしていただいたので、そういうものがとても大事なんだなというふうに承りました。9ページの中の資料で、どんなジャンルのものが多いかというのを印象でしか見ていなかったのですが、今年、これが可視化されたので良かったです。平和人権男女平等推進が1個もないというのが非常に残念だなというところが正直ありました。我々市民はもちろん、これに対して企画を持っていくべきでしょうし、市民館職員の方も、提案がない事業に関して少し力を割いていただいて、そういう市民の力をつけていくように御協力いただけたらなということで、このジャンルの広がりというところに関して少し意見を持ちましたのでお伝えしたいと思いました。

【中村議長】 ここで承認の確認をしたいと思っています。それぞれの事業に関して、また、この表に関して意見がある方は、今日は意見書を用意していませんが、ぜひ事務局に伝えていただきたいと思います。例えば私は、市民館事業から結成した団体と提案のために結成した団体が、大体半々ぐらいで、それを事務局としてどのように捉えていらっしゃる

のかということとか、いろいろ聞きたいことはありますが、それはメール等でお願いたしたいと思います。

そうしましたら、それぞれの事業実施についての承認を確認したいと思います。承認でよろしいでしょうか。

＜ 令和6年度市民自主企画事業・市民自主学級の実施について、確認のうえ承認 ＞

【中村議長】 そうしましたら、一括承認ということで、確認ができたことを認めたいと思います。

館長の皆さんはこれで御退室いただいて結構です。ありがとうございます。

＜ 以降は公開、各館長退室、傍聴者入室 ＞

【中村議長】 続きまして、協議事項（２）生涯学習推進活動方針（案）について、所管課からお願いいたします。

＜ 所管課から生涯学習推進活動方針（案）について、資料２に基づき説明 ＞

【中村議長】 今回は御説明だけということで、次回までに御意見を考えてきていただけるとありがたいと思います。

続きまして、３、報告事項（１）専門部会報告について、事務局からお願いいたします。

＜ 事務局から専門部会報告について、資料３に基づき説明 ＞

【中村議長】 事務局からの説明について、何かございますか。よろしいですか。

＜ 意見無し ＞

【中村議長】 はい。

続きまして、報告事項（２）令和6年度指定都市社会教育主管課長会議及び社会教育委員連絡協議会の協議題について、事務局からお願いいたします。

＜ 事務局から令和6年度指定都市社会教育主管課長会議及び社会教育委員連絡協議会の協議題について、資料４に基づき説明 ＞

【中村議長】 これは御了承いただければありがたいと思います。

続きまして、第6回定例会報告事項への質問や意見について、所管課からお願いいたします。

< 所管課から第6回定例会報告事項への質問や意見について、資料5に基づき説明
>

【中村議長】 御説明ありがとうございました。何かありますでしょうか。

【秋元委員】 2月15日に参加した寒川での地区研究会で、非常に私としては参考になるなと思った点がありました。寒川では既に3つ公民館があつて、それから図書館も3つほどあつて、両方とも既に指定管理者制度を導入しているということでした。公民館は「オーエンス」さんというところで、図書館のほうは「TRC・相鉄企業体」というところだそうです。終わった後に教育政策課の方から伺ったのですが、社会教育委員は10名いらして、5名が公民館のほうの専門部会を兼ねて、残りの5名が図書館の専門部会を兼ねてということで、専門部会と社会教育委員会の関係は密で、4万8千人とこじんまりとした町ですから、そういうふう運営ができるのでしょうか、私としては、川崎市もこれから指定管理者制度を導入していくということで、実際に導入後の運営はいかがですか、ということ伺いました。6番にもありましたように、ボランティアとの連携はどうなのか、スムーズにいくのか、円滑に引き継がれるかという点を、私も正直言って不安感を持っていたので伺ったのですが、寒川町さんの場合には、「たまたま図書館の指定管理のスタッフに、今までボランティアで読み聞かせをやっていた方が入っており、それから元教員の方が図書館指定管理の職員として入っているということもあつて、運営は円滑にいつていますよ」と、寒川町の教育政策課を担当の方からご説明がありました。川崎市はこれから導入するというので、いろいろ十分議論も検討もしてきたわけですが、既に導入している先の事例を、私自身は正直初めて伺ったばかりなので、同じやり方ができるのかどうかは分かりませんが、やはり実際に今までやっていたボランティアの方に加えて元教員の方がそのまま図書館のスタッフとして参加いただければ、円滑な運営も可能となるのかな、と思いました。地区研究会における情報交換の事例ということで、皆様に還元させていただきます。

【下田委員】 まず1つ目は、6番のところで、僕は子どもの本の研究というか、情報というか、そういうことをずっとやっていた者です。児童図書選定委員会にこだわる理由としては、子どもの本を選ぶときって非常に難しいです。子どもは読みたがる、読まれる、つまり売れ線というか、そういうものを入れてしまうと、読まれるがすぐ飽きて1回で終わってしまう。子どもに読んで欲しい本もあります。子どもが今は飛びつかないかもしれないが、いずれは長い期間をかけて読むということが必要なのという、読んでほしい本があります。それからもう1つは、ほとんど子どもは興味を持たないかもしれないけども、例えば戦争に関するものや、記録的な、どうしても必要な将来的に残しておかなければいけないという、そういう本もノンフィクションも含めてあります。そういう専門的な考え方を持った子どもの本の専門家がいないと児童図書というのはそう簡単には選べないというものがあるので、特に指定管理であろうがなかろうがですが、取り立てて、この児童書ということに関連して言うと、指定管理をやってもらう方には、こういうことも頭に置いてほしいということで、児童図書選定委員会には専門家、あるいは

地域の広報活動で、子どもと子どもの本についてよく知っている市民の方を必ず入れてほしいというのを要望というか、きちんと視点として入れてほしいというのが1つ目です。

それから2つ目は、9番についての意見です。振り返りのときに、アンケートだけでは少し弱いというか、利用者懇談会の中に、市民や利用者の意見がきちんと反映できるようなものにしてほしいと、そういうことをきちんと仕様書等で要求してほしいと思います。前回会議に出られませんでした。46番で丹間委員が同じようなことをおっしゃっています。社会教育委員会や専門部会というものがあるのだから、情報を共有してしっかりやってほしいということをおっしゃっていて、僕もなるほどと、そのとおりだと思いました。市民の意見を聞く場合は、そういう専門部会とか社会教育委員会にもしっかり諮ってもらって、我々も意見が出せるのか、共有するというか、状況を今こうなっているんだという状況を共有できるようにしてほしいと思います。

また、利用団体のところでも、結構、利用をめぐってこれからトラブルとかいろいろ起きると思いますが、個人と指定管理者がやり合っても解決できない問題もあると思うので、やはりそこは利用団体の代表と指定管理なり市の担当者なりがきちんと話し合う場がないといけないと思います。ただ懇談会、アンケートだけで、こんな問題がありましたというだけで終わってしまうと、本当に利用している人の不安がきちんと直接的に伝わらないというか、そういうことになってしまって、かえって利用者が、じゃあ、もういいやみたいな感じになったりしてしまうので。やっぱりより利用というものを広げるということであれば、やはり利用団体でもいろいろあって、その中で非常に問題のある発言もあるかもしれないですが、取りあえず利用団体の対象なり利用者の対象というか、そういう集まりの中の代表みたいなのを選んで、きちんとそこで話し合う場というか、そういうものもできるようにしないと、円滑な運営というのはできないのではないかなというふうに思います。

開館時間について、これは利用している側からすると、例えば演劇やライブ活動、音楽なんかでも、ときには演奏時間が延びてしまうことや、いろいろな事情があると思いますが、延長した場合に話し合える場というか、そういうものも必要だと思います。僕が少し調べた例では、公民館でも22時までやっているところは県内の幾つかの都市にありますし、30分でも閉館時間が延びると利用者がぐんと増えるというのはいろいろなところから出ていますので、もし指定管理の方が利用者を増やしたいとか、あるいは自分たちはこういうふうに市民のことを考えて延長しますよ、そういうところがあれば、拡充していくというか、そういう面も仕様書等で要望をお願いしたいなと思います。

【米井生涯学習推進課担当課長】 児童書の選定については、現在、図書館の職員が全部目を通した上で、みんなで話し合いをしながら決めていくという形を取らせていただいています。学識の方の意見を入れるというのは、図書館にもこういった御意見をいただいたということで伝えて、検討していきたいと思っています。

次に、開館時間については、3番のところに市の考え方を入れさせていただきましたが、開館時間及び休館日については条例で制定しているものでございますので、指定管理の仕様に入れるということではなくて、指定管理者から開館時間の拡大の提案をされ

た場合には、必要な対応を市のほうでしていくということになります。

市民の意見を聞く手法について、ほかの指定管理施設ですと、アンケートや意見箱で終了してしまうのですが、今回、市民館・図書館につきましては、それだけではなくて、利用者懇談会というものを必ずやるという仕様書にします。また、社会教育委員会議の専門部会についてもしっかりと協力してほしいということや、日常的にボランティアや団体と市民館・図書館の職員が話をしながら進めているというところについては、継続をしていくというところで、仕様にはその辺りをきっちりと書いていきたいと思っています。

【和田委員】 評価が何で大事かということ、社会教育の公共性と言ったときに、株式会社が今回もし参加すると、株式会社は基本的には営利目的だから、本当に公共のことを考えられるのかというのが、不安感としてあると思います。財団とNPO法人も手を挙げていますが、数的には株式会社が引き受ける。株式会社だから指定管理者制度になれないかというということではないというのが、指定管理者制度の基本設計だから。でも、株式会社にいつも持っている不安感というのは、多分これだけ今日、傍聴者が来てくださっていると、私たちの市民館が営利目的の館になってしまうのではないかという不安だと思います。それに対して、行政はしっかりと答えなければいけないから、その一つとして、しっかりと利用者による評価をしてくださいよと、事業者に住民の声を届けてくださいよということだろうと思います。そういう点では、評価の問題や、アンケートも取ればよいということではなくて、社会教育の公共性をどうやって守っていくのかという観点から言っておきたいと思いました。社会教育士や社会教育主事資格を持っている人を増やしてくださいというのは、やはり営利目的の株式会社で大丈夫なのかという不安に対して、社会教育の目的というのは、1つは住民自治というものを促進していくということも大事なことなのではないかということだと思います。その辺りについて一声いただきたいと思っています。

2点質問です。中村議長から29番のところで、今日、地域によっては民間事業の評価委員に社労士等の労務の専門家を入れていまして書いてある、これ、提案だと思いますが、検討しているのかどうかということを知りたいということと、やはり働く人の立場に立っている中村議長の大事な指摘だなと思って、そこをもう一声、答えてほしいなと思いました。もう1つ、私が、社会教育委員会議に図書館の専門家を入れてほしいということと言ったと思いますが、検討しますということでした。その辺の検討状況はどうなのか、答えられる範囲でいいのでお願いします。

【米井生涯学習推進課担当課長】 市民館・図書館の公共性については、おっしゃるとおりだと思っています。仕様の中に可能な限りそういった言葉をちりばめようと考えながらつくっていて、具体的なところはなかなか述べられないですが、そこはやらせていただきたいと思います。評価基準については、検討中です。モニタリングの中で、例えばその指定管理者の労働環境なんかも必要に応じて確認するという、このくらいしか現時点では言えないですが、何かしらの工夫をしたいと思っています。社会教育委員の選考につきましても検討中です。

【中村議長】 皆さんの意見を踏まえて、ぜひ検討していただきたいと思います。もし何かあれば、また意見を出すようにしてください。今回も途中段階のものを出していただきまして、私たちの意見に対して全部答えていただきましてありがとうございます。こういう感じに、よりよくブラッシュアップしていけるといいのではないかと思います。

では最後に、その他について何か委員からございますか。

【和田委員】 今日も最後に、もう駆け足になって、これだけ傍聴者の人がいる中で、やはり指定管理者制度の問題は丁寧に議論したほうがいいと思います。その時間が今回は少し短くなってしまいました。市民自主企画の説明については、資料が事前に配布されていたので、もう少しコンパクトになればいいと思いました。

【中村議長】 来年以降、検討していきたいと思います。

【下田委員】 最後に1つだけ伺いたいです。市民ミュージアムのことなので、直接的にここでは関係ないかもしれませんが、一応お伺いしたいのは、皆さん御存じのように、市民オンブズマンのほうで裁判がありまして、判決が出て、それで予測不可能であるから市に責任はないという、一応地裁の判決が出ました。それを見て、僕の知り合いの方も日本画を随分寄贈していて、駄目にされて、かなりショックを受けています。だから、裁判で、市のほうでは責任ないというのは一応出たとしても、僕は、文化的な面で責任というものはあると思います。その辺について、市はもう少し考えてもらいたいなと思います。これは生涯学習推進課の人に聞いても仕方がないのかもしれませんが、そういう点でどういうふうに判決に関わられたのか聞いてみたいです。

【山口生涯学習推進課長】 そうですね、分野は違いますが、我々も館を抱えて、市民の税金でいろいろな財産をまとめたり、持ったりしながらやっている中で、今回の市民ミュージアムの件につきましては、川崎でもそういうことが起き得るということを、多分全市職員でかなり強く認識したものだと思っております。ですので、それを踏まえて、今後、市民館・図書館の災害時の運営などにつきましても、しっかり対応してまいりたいと思います。

【中村議長】 ありがとうございます。

それでは、議事についてはこれで終了させていただきます。

事務局にお返しいたします。

【事務局】 議長、ありがとうございます。また、委員の皆様も、長時間にわたりましてありがとうございます。

今回は、第8回定例会につきましては、もう既に日程調整させていただいたところでございまして、3月22日金曜日、18時30分から高津市民館大会議室にて実施させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。